

長久手市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年条例第23号)による母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの

独自利用事務に係る利用特定個人情報の提供の求めに係る届出事項の変更の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る利用特定個人情報の提供の求めに係る届出事項を変更したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第3条第5項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年条例第23号)による母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 届出番号	4
(3) 変更の内容	③提供を求める利用特定個人情報の追加又は削除及び準ずる先の法定事務の変更
(4) 変更の内容の詳細	令和7年9月19日付け事務連絡により個人情報保護委員会事務局から依頼を受け確認したところ、根拠規定の変更を行う必要が判明し対応するもの 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等のうち、特定個人情報1のうち、①根拠規定について以下のとおり変更 (変更前) 番号法別表第二主務省令36条 項1号□ (変更後) 利用特定個人情報提供省令92条 項2号□
(5) 変更の理由	①根拠規範の変更によるもの
(6) 変更の理由の詳細※ (5) で「その他」を選んだ時のみ記載	
(7) 変更の年月日	2025年07月28日

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	長久手市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年条例第23号)による母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第7の項 長久手市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年条例第23号)による母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて（母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること）を目的とする。	第1条 この条例は、（母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童）の（健康の保持増進を図る）ため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長久手市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年条例第23号） 長久手市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則（昭和53年10月19日規則第15号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例第3条第1項 長久手市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子・父子家庭に対する医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例第3条第1項 長久手市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子・父子家庭に対する医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ニ	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例第2条、長久手市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年10月09日
独自利用事務の対象者	母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	1:実施済み

評価書番号	12
保護評価書の名称	福祉医療費支給事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E9%95%B7%E4%B9%85%E6%89%8B%E5%B8%82&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=11&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=11&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.